

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	健康増進事業(健康診査等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(健康診査等)に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進事業(健康診査等)。がん検診、歯周疾患検診、肝炎検診、生保健診を実施する。 検診対象者への検診の案内通知(受診券)を送付する。 検診結果を記録し保管する。
③システムの名称	健康かるて 庁内連携サービス 宛名システム (番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表(第9条関係)の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市保健所 健康部健康増進課 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話:098-853-7961
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[〇]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の事務取扱について、全職員を対象に研修を実施しているほか、情報を取扱う際には、IDとパスワードによりユーザーの権限を管理し、システムの操作履歴確認も可能であること等から、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	健康増進課長 徳元 和政	健康増進課長 砂川 早百合	事後	
平成28年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-5.②所属長の役職名	健康増進課長 砂川 早百合	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II-1対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年4月1日	II-1対象人数	平成26年12月26日時点	平成30年12月31日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月28日	II-1いつの時点の計数か	平成30年12月31日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月28日	II-2いつの時点の計数か	平成26年12月26日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター	事前	
令和4年4月22日	I-4. 情報提供NWSによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年4月22日	I-4. 情報提供NWSによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2	事後	
令和4年4月22日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	十分である	事後	
令和4年4月22日	IV-6. 情報提供NWSとの接続	-	十分である	事後	
令和6年11月26日	I-3 個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	・番号法第9条第1項 別表(第9条関係)の111の項	事後	
令和6年11月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和6年11月26日	II-1いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年11月26日	II-2いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	